

多賀町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、多賀町として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 多賀町認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること
- (6) 適切な運営体制が確保されていること
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、多賀町認定地域クラブ活動認定要件確認書(別記様式第2号)に基づき判断する。

3 第1項第4号に関する指導者の登録および研修等については、別途、多賀町認定地域クラブ活動指導者登録制度により定める。

(認定申請)

第3条 多賀町認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体(各地域クラブ活動を総括する団体をいう。以下同じ。)が各実施主体(個別の地域クラブ活動を実際に行う団体をいう。以下同じ。)の申請をとりまとめて、多賀町認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(別記様式第1号)(以下「誓約書兼申請書」という。)、多賀町認定地域クラブ活動認定要件確認書(別記様式第2号)および誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を多賀町教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 多賀町教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体または実施主体(以下「申請者」という。)に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 多賀町教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、別に定める審査委員会の審査結果に基づき、ヒアリングや現地確認等の必要事項を検討の上、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 多賀町教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体または実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

3 第1項の規定により認定を受け、または前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「多賀町認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

(認定または不認定の通知)

第5条 多賀町教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、多賀町認定地域クラブ活動認定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 多賀町教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、多賀町認定地域クラブ活動不認定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間および更新)

第6条 多賀町認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の日から認定の日の属する翌年度末までとする。

2 認定の更新を受けようとする団体は、有効期間満了前までに、新たに認定の申請を行わなければならない。

(変更の届出)

第7条 多賀町認定地域クラブ活動の運営団体または実施主体（以下「認定地域クラブ」という。）は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに多賀町認定地域クラブ活動変更の届出書（別記様式第5号）により多賀町教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 認定地域クラブは、認定地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに多賀町認定地域クラブ活動休止の届出書（別記様式第6号）により多賀町教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 認定地域クラブは、認定地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに多賀町認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（別記様式第7号）により多賀町教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 多賀町教育委員会は、認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき

(2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき

(3) 多賀町認定地域クラブ活動の運営団体または実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

2 多賀町教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、多賀町認定地域クラブ活動認定取消通知書（別記様式第8号）により、多賀町認定地域クラブ活動の運営団体または実施主体に通知するものとする。

（多賀町認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第11条 多賀町教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、多賀町認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（多賀町認定地域クラブ活動に対する支援）

第12条 多賀町教育委員会は、多賀町認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 生徒・保護者等に対する情報提供

(2) 財政上の支援、学校施設等の優先的な利用に関する配慮その他認定地域クラブ活動の運営等への公的支援

(3) 認定地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

(4) 認定地域クラブ活動状況のモニタリングとフィードバック

付 則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行する。